

議案第 2 号

宇 建 指 第 3 5 0 号
令和 5 年 (2023 年) 1 月 26 日

山口県都市計画審議会
会 長 鷗 心 治 様

宇部市長 篠 崎 圭 二

宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について (諮問)

宇部都市計画区域内における特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の敷地の位置について、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 51 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|--|
| (1) 地 名 地 番 | 山口県宇部市大字船木字山田 61 番 41
山口県山陽小野田市大字有帆字上指月 10003 番 5 他 |
| (2) 用 途 地 域 | 指定なし |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第 22 条区域 |

2	設置者	山口県宇部市大字船木 61 番 41 都市産業株式会社 代表取締役 中村 光		
3	用途	一般・産業廃棄物処理施設		
4	敷地面積	73,301.16 m ²		
5	建築面積	6,195.58 m ²		
6	延べ面積	6,649.54 m ²		
7	建物概要	鉄骨造 3 階建て 他		
8	処理能力	焼却処理施設		
		汚泥	98.4	t / 日
		廃油	82.4	t / 日
		その他産業廃棄物	150.1	t / 日 (動物のふん尿)

9 周囲の状況

当該施設の敷地は、宇部市の市街地の北側にあり、JR 山陽本線 厚東駅から南西側に直線距離で約 4 キロメートル、山陽自動車道「小野田インター」から北東側に約 3.5 キロメートルの距離に位置し、都市産業株式会社が所有する敷地内に設置されるものです。

10 諮問の理由

当該施設の設置者は、昭和 46 年に会社を設立し、廃油の油水分離、廃油・汚泥の焼却施設を設置して事業を開始しました。

その後、処分業の範囲を広げ、平成 12 年に建築基準法第 51 条ただし書き許可を取得し、当該施設は一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設として現在に至ります。

この度は、既設の焼却施設の老朽化に伴い建物を含め、焼却施設を更新するものであり、更新後の処理能力が既設の処理能力の1.5倍を超える施設があるため、関係機関との協議により同条ただし書の規定を適用しようとするものです。